

鳥取聾学校本校及び鳥取聾学校ひまわり分校における通級による指導の実施要綱

特別支援教育課

1 通級による指導の対象及び形態

【指導対象】

小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする次に掲げる障がいの程度の者とし、原則として、対象校種の通級指導教室が設置されていない市町村を中心とする。

○難聴者

・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者

○言語障がい者

・口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者

・吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者

・話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者

・その他、上記に準ずる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）

【指導形態】

①通級による指導

原則として鳥取聾学校本校及び鳥取聾学校ひまわり分校に通って指導を受ける。

②巡回による指導

地理的又は交通手段等の条件により通級が困難な場合は、鳥取聾学校本校及び鳥取聾学校ひまわり分校教員が巡回により通級による指導を行う。

2 入級及び終了の申請手続

※手続きの流れについては、別紙「県立特別支援学校における通級による指導の実施のための手続について」参照

【入級申請について】

(1) 在籍校長

※通級指導教室の利用については事前に市町村（学校組合）教育委員会に報告しておくこと。

①保護者の承諾書【様式7】

②市町村（学校組合）教育委員会教育長に通級による指導の措置を申請する。【様式1】

【様式7】【様式3】その際、通級による指導を受ける児童生徒の在籍校の教育課程申請書の写しを添付すること。

※【様式1】は、入級年月日、指導開始年月日、指導形態、指導者について、市町村（学校組合）教育委員会と鳥取聾学校本校及び鳥取聾学校ひまわり分校とが確認を行うこと。また、学校長は特別の教育課程を編成し、市町村（学校組合）教育委員会へ提出する。【様式3】その際、通級による指導を受ける児童生徒の在籍校の教育課程申請書の写しを添付すること。

(2) 市町村（学校組合）教育委員会教育長

①措置について、事前に専門家の意見等聴取し、鳥取聾学校長と協議

②①の協議後に、以下へ通級による指導の措置を通知

・在籍校長 【様式2-3】

・保護者 【様式2-4】

・県教育委員会教育長 【様式2-1】、写：【様式7】、写：【様式3】、写：別紙、写：在籍校の教育課程、巡回の指導の場合は【様式6】

・鳥取聾学校長 【様式2-2】、写：【様式7】、写：【様式3】、写：別紙、写：在籍校の教育課程

※申請の際の留意点

特別な教育課程の編成や兼務承認の手続きのため、入級年月日と指導開始年月日は同一としないこと。

※入級年月日：通級による指導の措置を決定した期日 指導開始年月日：指導を開始する期日

※巡回による指導を認める場合

市町村（学校組合）教育委員会教育長は、鳥取聾学校教員の兼務承認申請書を各教育局を通じて指導開始日の1週間前までに教育人材開発課に提出（必着）。【様式6】
→指導は兼務発令が行われてから開始するものである

【終了の場合】

(1) 在籍校長

①市町村（学校組合）教育委員会教育長に通級による指導の終了を通知 【様式4】

(2) 市町村（学校組合）教育委員会教育長

①措置について、事前に専門家から意見等聴取し、鳥取聾学校長と協議

②①で適当と認める場合は、以下へ終了を通知

・県教育委員会教育長 【様式5-1】

・鳥取聾学校長 【様式5-2】

・在籍校長 【様式5-3】

・保護者 【様式5-4】

※巡回による通級による指導の兼務発令期間が予定どおり終了する場合は、兼務解除申請は不要
※早く指導が終了し兼務解除が必要となる場合には、事前に管轄教育局へ連絡をすること

3 留意事項

(1) 特別の教育課程の編成、授業時数について

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成18年文部科学省告示第54号により定められている。同項の規定により鳥取聾学校の通級による指導において特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして実施すること。

※通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

※授業時数は、難聴、言語障がい該当する児童生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とする。

(2) 個別の指導計画の作成について

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員と児童生徒の在籍している学校の在籍学級の担任教員との連携のもとで個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を行い、引継ぎや退級後の指導についても活用すること。

(3) 在籍校との連携協力について

通級の指導の効果を上げるためにも、両者間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者間での連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

(4) 指導要録への記入について

鳥取聾学校の通級による指導を受ける児童生徒が在籍する小学校、中学校及び義務教育学校の校長は、通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録に、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。

(5) 通級による指導の終了について

通級による指導は、申請された教育課程の修了をもって終了とする。

(6) 通学について

原則として、鳥取聾学校への通学については、保護者の責任のもとに行うこととする。